

令和2年第1回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律及び省令の施行に伴い、簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る手数料を追加するほか、共同住宅の共用部分を除外する省エネ性能評価方法による認定申請に係る手数料の算定方法に関する規定を設ける等の改正を行う。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)

公布 令和元年5月17日 施行 令和元年11月16日

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和元年経済産業省/国土交通省令第3号)

公布 令和元年11月7日 施行 令和元年11月16日

2 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 条例の目指す社会づくりに「性の多様性の尊重」の理念を盛り込み、「男女平等・共同参画の推進」と「性の多様性の尊重」を施策の2本の柱とする改正を行う。

(ア) 題名

目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例

→目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例

(イ) 基本理念

多様な性的指向(※)及び性自認(※)のあり方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できる旨の規定の追加等の改正を行う。

※性的指向・・・自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向

※性自認・・・自己の性別についての認識

(ウ) 推進施策

性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策を追加する等の改正を行う。

イ 改正に伴い、次の5条例の規定の整備を行う。

・目黒区男女平等・共同参画センター条例

・目黒区立社会教育館条例

- ・目黒区立住区会議室条例
- ・目黒区青少年プラザ条例
- ・目黒区緑が丘文化会館条例

- (2) 施行期日
公布の日

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 児童相談所関係業務手当の新設

- ・相談等業務に従事した場合 日額490円
- ・一時保護業務に従事した場合 日額1,470円

イ 福祉業務手当の支給範囲の拡大

福祉業務手当の支給対象に、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく家庭等訪問業務を加える。

- (2) 施行期日
令和2年4月1日

4 目黒区公契約条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の算定のための基準として用いている臨時職員の賃金について、会計年度任用職員制度の開始に伴う規定の整備を行う。

- (2) 施行期日
令和2年4月1日

5 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の政令により投票管理者の交替制が可能とされたことに伴い、投票管理者が半日従事した場合の報酬の額を1日従事した場合の2分の1の額とする。

- (2) 施行期日
公布の日

(3) 参考

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第15号）
公布 令和元年5月31日 施行 令和元年6月1日

6 目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により公営住宅法（昭和26年法律第193号）が改正されることに伴い、高齢者福祉住宅において不正入居等により明渡請求する場合に徴収する金銭に付す利息の割合を、「年5%」から「法定利率（年3%）」に引き下げる。

※8の条例改正において同じ。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

(3) 参考

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）

公布 平成29年6月2日 施行 令和2年4月1日

7 目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例

(1) 制定内容

ア 自転車の安全な利用を促進するため、基本理念及び区、区民、自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者、自転車小売業者、学校等の責務を定める。

イ 自転車利用者等に自転車損害賠償保険等の加入に関する義務規定を設けるとともに、自転車小売業者の自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等の加入の確認に関する努力義務規定を設ける。

ウ 幼児を自転車に同乗させる場合のヘルメットの着用に関する努力義務規定を設ける。

(2) 施行期日

令和2年10月1日

8 目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記6(3)の法律により公営住宅法が改正されることに伴い、区営住宅において不正入居等により明渡請求する場合に徴収する金銭に付す利息の割合を「年5%」から「法定利率（年3%）」に引き下げる。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

9 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により国が定めることとされた教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に基づき、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に係る規定を設ける。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

(3) 参考

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）

公布 令和元年12月17日 施行 令和2年4月1日

第4 区有通路路線の認定

1 区有通路路線の認定について

- (1) 地 番 目黒区五本木二丁目2485番5ほか
- (2) 延 長 167.34m
- (3) 幅 員 3.22m～4.01m
- (4) 面 積 607.30㎡

第5 協議

1 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

後期高齢者医療の保険料について、令和2年度及び令和3年度の保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から支弁するため、他の特別区及び東京都内の市町村と規約の変更に関する協議を行う。

担当 総務部総務課文書係
電話 03-5722-9206